



神労基発 0901 第1号  
令和2年9月1日

建設業労働災害防止協会神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部長



### 台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害防止対策の徹底について

日頃から建設現場における労働災害の防止につき御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、昨年神奈川労働局管内においては、9月以降に発生した大型で猛烈な台風15号と台風19号により、高波での浸水、強風による足場の倒壊・クレーンの逸走倒壊など甚大な被害が発生しました。また、本年7月に発生した一連の豪雨は、九州、中部、東北地方をはじめ、広範な地域において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしています。

今後、県内において、昨年同様の大型台風発生に伴う洪水災害、土砂災害、浸水害などの発生が懸念され、台風通過後の災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、強風被害を受けた屋根等の修繕作業時の高所からの墜落・転落災害、がれきの処理作業による労働災害などの発生も同様に懸念されます。

そのため、台風による強風・大雨の影響下に入る前・影響下に入った時における建設現場の適切な労働災害等発生防止の措置を講じて作業者の安全確保に十分に配慮する必要があり、さらに台風通過後の復旧工事においても作業者の労働災害防止対策を徹底し作業を進める必要があります。

以上から、貴会員事業場の各建設工事現場には、下記の事項に御留意いただき台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害等防止対策に万全を期されるよう要請いたします。

#### 記

##### 1 強風に備えた足場等の仮設物及びクレーン等の倒壊及び損傷等の防止について

台風の接近等により、強風による足場の倒壊の危険が予想されるときには、垂直ネットの巻取り、壁つなぎや控え等の増設による補強等、強風により倒壊することを防止する措置を講じること。特に防音パネルや網目が密な垂直シートを取り付けている足場や壁つなぎ等の設置個数が強度計算上、必要最小個数程度である足場及び軽量発泡コンクリート等の脆い材質を使用した外壁に壁つなぎを設けている場合には、強風や瞬間的な突風により足場が倒壊する危険が大きいことに留意すること。なお、足場にかかる風荷重に対する強度計算に当たっては、県内では風速16メートル毎秒(18メートル毎秒対象区域以外の県内全域)及び18メートル毎秒(横浜、川崎、横須賀、逗子、鎌倉、三浦、葉山の各市町)にて計算いただいているところであるが、昨年

の台風15、19号では県内において最大瞬間風速が40メートル毎秒を超える強風が観測されたことから、足場の追加補強について十分に検討されたいこと。

また、タワークレーンやジブ固定式の移動式クレーン等について、強風により倒壊やジブやマスト等の損傷の危険がある場合には、固定及び補強等の耐風防護措置を講じること。この場合、クレーンのメーカー、ディーラー及びリース業者に耐風防護措置についての意見を求めることが有効であること。

## 2 台風通過中など風雨が強まっている時間帯における現場巡回及び作業の実施について

原則、強風・大雨の中での現場巡回及び作業の実施(以下「作業等」という)は労働災害発生リスク回避のために可能な限り差し控えるべきであるが、作業等が緊急の自然・労働・公衆災害防止や災害復旧工事の必要等により、やむを得ない場合には、保護帽及び墜落制止用器具等の保護具の使用徹底、複数人で対応することにより作業者相互の危険を防止すること、作業者の動向を把握しておくこと、万一、事故等が発生した際ににおける避難、救護及び関係行政機関等への通報を想定しておくこと等、災害防止措置を徹底し、災害が発生した場合における被害拡大防止措置を予め考慮した上で行わせること。

なお、作業等を行うことがやむを得ない事情があり、かつ増水や高波への対応等、必要な安全確保措置を講じた場合を除き、おぼれ災害防止のため河川や海岸への近接や下水及び雨水が流れ込むマンホール内やピット内等への立ち入りはさせないこと。さらに上流で大雨があった場合にも氾濫の危険がある河川への近接やマンホール・ピット内立ち入りについては十分に注意する必要があること。

## 3 台風通過後の留意事項及び災害復旧工事における災害防止について

台風ほか強風・大雨の通過後には土砂崩壊、建築物及び仮設物の倒壊による危険が残存している可能性があることに配慮し、「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(別添1)を参考にした地山の点検等の実施、足場の墜落・落下防止設備にかかる点検と異常箇所の補修及びその他仮設物等の点検補修を速やかに行うこと。

また災害復旧工事においては当面、令和元年 10 月 15 日基安安発 1015 第2号、基安化発 1015 第2号「令和元年台風第 19 号による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」(別添2)を参考にして労働災害防止対策に取り組みつつ、工事を進めること。

なお、台風通過後に熱中症発生リスクが高い高温多湿の気象となることがあるので暑さ指数による健康管理、作業管理及び作業環境管理等、熱中症防止対策にも万全を期すること。

## 4 その他

本件の対策に当たっては別添3の「降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について」リーフレットを参考にしてください。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き「3つの密」の回避及び新しい生活様式の普及等に心がけていただきますようお願いいたします(別添4)。

参考 「強風」とは10分間の平均風速が10メートル毎秒以上の風をいうこと。

「大雨」とは1回の降雨量が50ミリメートル以上の降雨をいうこと。